Ⅵ　農林水産対策

○施策の体系（令和８年８月１日現在）

農林水産対策

- **農業の振興**
  - **農業振興計画及び情報提供等**
    - 農業振興計画等
    - 農地利用調整事務
    - 農林水産業の普及啓発
    - 東京産食材の魅力発信事業
    - Tokyo Farm To Tableプロジェクト
    - 国産米粉消費の促進
    - 農林水産物の相互ＰＲ事業
    - 東京産食材おもてなしチャレンジ
    - 未来に残す東京の農地プロジェクト
    - 都市農地活用推進モデル事業
    - 農業体験農園の開設支援事業
    - 生産緑地買取・活用支援事業
    - 東京の農地流動化促進事業
    - 地域計画策定支援事業
    - みんなで創る都市型農業プロジェクト
    - スタートアップ等を活用した農林水産分野の課題解決事業
    - 農業振興事務所の管理運営
  - **農業基盤の整備**
    - 土地改良
    - 農業用水整備
    - 島しょ地域等における農業のＤＸ推進事業
    - 地理情報システムを活用した島しょ農業基盤ＤＸ推進事業
  - **食の安全・安心の確保**
    - 食の安全安心・地産地消拡大事業
    - 食品産業の輸出向けＨＡＣＣＰ等対応施設整備事業
    - 食育の推進
    - 病害虫等の防除
    - 農産物安全確保調査分析
    - 農薬適正指導強化事業
    - 農作物等調査分析
    - 環境と調和した農業の推進
    - 有機質肥料利用促進事業
    - 農林水産物認証取得支援事業（農業）
    - 新東京都ＧＡＰ推進事業
    - 畜産振興総合対策
    - 青梅畜産センター等運営費補助
    - 動物薬事・獣医事取締指導
    - 家畜衛生対策（危機管理体制整備対策）
    - 野生イノシシ豚熱対策
    - 家畜保健衛生所の運営
    - 家畜衛生サポートＤＸ

- 農業経営の安定
  - 地域特産化の推進
  - 東京農業経営強靭化事業
  - 持続可能な東京農業支援事業
  - チャレンジ農業支援事業
  - 東京広域援農ボランティア事業
  - 農業次世代人材投資事業
  - 新規就農者育成総合対策
  - 農地長期貸借促進奨励事業
  - 野菜供給確保対策事業
  - 農園芸総合奨励等
  - 東京抹茶プロジェクト
  - 江戸東京野菜生産流通拡大事業
  - 農業改良普及指導等
  - 東京農業アカデミー事業
  - 就農準備支援事業
  - 多様な担い手育成支援事業
  - とうきょう元気農場跡地の管理運営
  - 雇用就農推進支援事業
  - 東京農業法人育成支援事業
  - 農業者出産・育児期支援事業
  - 農協指導
  - 農協経営改善対策
  - 農業共済団体
  - 収入保険加入推進支援事業
  - 東京型スマート農業の新展開
  - 島しょ地域等における農業のＤＸ推進事業
  - 農業金融
- 農林総合研究センターの運営等
  - 農林水産試験研究総合推進
  - 農林総合研究センターの運営
  - （公財）東京都農林水産振興財団の運営
  - 島しょ農林水産総合センターの運営
  - 島しょ地域農業振興対策事業
- 緑化推進
  - 苗木の生産供給
- 農林災害復旧
  - 農地災害復旧等
- 小笠原振興
  - 小笠原農業基盤整備
  - 島しょ地域等における農業のＤＸ推進事業
  - 地理情報システムを活用した島しょ農業基盤ＤＸ推進事業
  - 小笠原農業生産流通対策
  - 硫黄島旧島民定住促進対策
  - 植物防疫
  - 亜熱帯農業センター・営農研修所の運営（総務局所管）
- 産業労働施設整備
  - 青梅畜産センター施設整備
  - 農林総合研究センター施設整備

- 林業の振興
  - 森林計画及び情報提供等
    - 森林計画の策定等
    - 森林事務所の運営
  - 森林づくりの推進
    - 造林対策
    - 間伐材供給促進事業
    - 東京の森林魅力アップ事業
    - 分収林事業の推進
    - 保安林管理
    - 新たな手法を活用した保安林整備事業
    - 種苗確保等
    - 森林循環に資する花粉発生源対策
    - 低コスト森林施業の推進
    - 林道事業
    - 治山事業
    - 森林経営効率化支援事業
    - 伐採を促進する契約合意支援事業
    - 林業経営体強化に資する山の相談支援事業
    - 森林保全におけるシカ害対策
    - 搬出困難箇所における森林整備事業
  - 森林産業の育成
    - 林業普及指導
    - 木材利用対策
    - 「とうきょうの木」ブランド推進事業
    - 多摩産材の利用拡大
    - 中・大規模建築物等の木造木質化促進事業
    - 共存共栄による国産木材の魅力発信事業
    - 林業先進技術導入事業
    - 木育活動の推進
    - 林業労働力総合対策事業
    - 林業機械化促進事業
    - 伐採・搬出技術者育成事業
    - 農林水産物認証取得支援事業（林業）
    - 東京の森活性化事業
    - 山しごと普及啓発促進事業
    - 林産物生産支援事業
    - 木材利用ポイント事業
    - 未利用材活用調査事業
    - 林業金融
  - 農林災害復旧
    - 林道・治山災害復旧

- 水産業の振興
  - 漁業資源の管理
    - 漁業調整委員会の運営
    - 漁業調整等
    - 漁業取締
    - 水産資源利用の持続化推進
    - 移動生態の解明に基づく資源管理型漁業の推進
    - ＤＸによる漁船操業情報収集事業
    - 漁場環境保全対策
    - 栽培漁業の育成
    - 食害生物による漁業被害対策事業
    - 持続可能な網漁業の推進
    - 漁業と遊漁の共存に向けた資源管理体制の構築
    - 漁協運営型陸上養殖プロジェクト
    - 高付加価値魚種の養殖業促進事業
  - 漁業生産流通基盤の整備
    - 漁業振興施設整備
    - 水産物供給基盤整備
    - 魚類等防疫対策
    - 内水面養殖事業を守り育てる事業
    - 島しょ海域における安心・安全な漁業活動の推進
  - 漁業経営の安定
    - 漁協指導等
    - 漁協指導強化対策等
    - 漁業経営革新プログラム
    - 東京の漁業人材確保・育成事業
    - ぎょしょく普及事業
    - ＴＯＫＹＯ魚食促進事業
    - 東京産水産物の海外販路開拓
    - 農林水産物認証取得支援事業（水産業）
    - 離島漁業再生支援事業
    - 島しょ漁業経営支援緊急対策事業等
    - ＤＸによる漁協荷捌き作業効率化推進事業
    - スマート計量システム導入支援事業
    - 漁業共済加入促進支援事業
    - 東京の農林水産業振興に向けた専門懇談会の運営
    - 島しょ漁業資材高騰緊急対策事業
    - 内水面養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業
    - 島のごちそう、海の宝発信事業
    - 水産流通適正化事業
    - 漁業金融
  - 島しょ農林水産総合センターの運営
    - 島しょ農林水産総合センター試験研究
    - 漁業調査指導等
    - 島しょ農林水産総合センター維持管理
    - デジタル技術を活用した多摩川遡上アユ調査
  - 小笠原振興
    - 小笠原漁業基盤整備
    - 沖ノ鳥島総合対策
    - 水産センターの運営（総務局所管）
  - 産業労働施設整備
    - 島しょ農林水産総合センター施設整備

第１　農業の振興

東京農業の振興計画策定や農業基盤の整備、農業経営の安定、食の安全・安心の確保に向けた施策及び農業者・都民に対する各種情報提供や調査研究等を実施する。

１　農業振興計画及び情報提供等（農業振興課・食料安全課・調整課）

(1)　農業振興計画等

ア　農業振興計画

地域の実態に即した農業施策を展開する上で、必要な情報・資料の収集や各種調査等を行う。

イ　農作物生産状況調査

東京産の農作物に関して、区市町村・農業委員会の協力の下、区市町村毎の品目別の作付面積・生産量等の調査を実施する。

ウ　農業委員会及び農業会議等

(ｱ) 区市町村農業委員会交付金等

農業委員会の委員手当、事務局職員の設置に要する経費を交付する。

農業委員会数：44委員会（７区、26市、４町、７村）

農業委員数：562人、農地利用最適化推進委員数：47人、職員数：220人

（令和７年度農業委員会実態調査）

(ｲ) 東京都農業会議補助

都道府県に置かれる農業会議の運営に必要な経費の補助を行う。

(ｳ) 都推進指導

農業委員会及び農業会議の各事業の円滑な執行のための指導等を行う。

エ　東京の農林水産業振興に向けた専門懇談会

東京の農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、その課題に早急かつ的確に対応するため、各分野の専門家等からの意見を参考に、都の施策を取りまとめる。

オ　都市農業対策

都市と調和した農業を育成することを目的として、都市農業推進協議会の開催、都市農業実態調査等を実施する。

カ　都市における農的活動に関する基礎調査

東京農業の新たな課題等について、より効果の高い農業施策の展開に資することを目的とし、各種調査等を実施する。

キ　農業振興地域等の農業実態調査

農業振興地域と山村・島しょ地域の農業経営や流通、新規就農者の確保・育成状況等の実態のほか、時勢に応じたテーマに沿った農業者の意向などの各種調査等を実施する。

(2)　農地利用調整事務

ア　農地調整

農地に係る訴訟、調停、和解の仲介等に関する業務を行う。

イ　農地相談

農地の転用、賃貸借の解除等に係る許可及び農地に関する相談業務を行う。

ウ　国有農地管理

国有農地及び開拓財産並びに貸付使用料に係る債権の管理業務を行う。

(3)　農林水産業の普及啓発

ア　東京の農林水産プロモーション事業

東京で営まれる農林水産業の魅力や、新鮮で安全・安心な東京産農林水産物を専用サイトで紹介する。また、ＳＮＳ上に東京の農林水産施策をテーマにしたショート動画を投稿し、若年層が東京の農林水産業の魅力に気づく契機とする。

イ　東京味わいフェスタの実施・運営

東京産の農林水産物やこれを用いた料理、伝統文化など、東京の多彩な魅力を国内外へ発信するとともに、エリアマネジメント組織と連携し、各エリアの特徴や創意工夫を活かした地域の賑わいを創出する。

ウ　東京の農林水産業魅力発信プロジェクト

東京の農林水産業の活性化と担い手の確保を図るため、若手生産者がその魅力を様々な場面で広く効果的に発信する。

(4)　東京産食材の魅力発信事業

東京産食材の魅力を伝え、都民に実際に食べてもらう機会を増やすため、東京産食材の魅力発信戦略に基づく施策を展開する。

ア　東京産食材の魅力発信キャンペーン事業

都心部の消費者を中心に、繁華街や交通機関でのＣＭ放映等多様な広告を活用して東京産食材の魅力を情報発信し、認知度の向上を図ることで、東京産食材の消費拡大につなげる。

イ　東京産食材のトライアル・ユース事業

東京産食材を使ったことがないレストラン等に、食材をサンプルとして提供し、料理の試作を通じて東京産農産物の魅力を感じてもらい、継続的な取引につなげる。また、東京産農産物の取扱事業者を登録し、ホームページにて公開する。

(5)　Tokyo Farm To Tableプロジェクト

東京産農産物の区部等での流通を推進するため、複数の都内小売店や飲食店等に納品する流通事業者の地産地消の取組を支援するとともに、東京産農産物の価値向上に向けたＰＲツールを制作し、都民の認知度向上を図る。また、物流の先行事例の普及や、環境に配慮した効率的な小ロット販売モデルを提案・構築する

(6)　国産米粉消費の促進

国産米粉需要の高まりを捉え、米粉を使った製品全般をＰＲするキャンペーンやイベント等を実施し、東京から国産米粉消費を促進する。

(7)　農林水産物の相互ＰＲ事業

新潟県と締結した「米粉の活用と消費の促進及び農林水産物の魅力の発信等に関する協定」に基づき、農林水産物やその加工品等を相互に紹介するＰＲ販売を実施する。

(8)　東京産食材おもてなしチャレンジ

東京産食材の魅力を世界に発信することで食を通じた経済効果を呼び込み、東京産食材の価値向上を図るため、観光ガイド等と協働した体験型学習による情報の発信やレセプション会場等における披露、国内外におけるＰＲ活動を行う。

(9)　未来に残す東京の農地プロジェクト

農地保全を積極的に推進するため、農地の創出や再生、農業・農地の持つ多面的機能を強化させるための施設整備や農地保全の理解促進に向けた取組など、区市町村が行う農地保全策に対してハード・ソフトの両面から支援する。

ア　農地創出型

宅地や公有地を、農地や区民農園等に整備する場合の建築物の基礎や舗装版等の撤去に係る経費を補助

補　助　率：２／３以内

イ　農地再生型

農家が貸借等した遊休農地等を再生利用するために必要な経費（伐採・伐根・深耕・整地等）を補助

補　助　率：２／３以内（認定新規就農者は３／４以内）

ウ　生活環境型

地域や環境に配慮した施設を整備するために必要な経費（土留め・農薬飛散防止施設・簡易直売所・農業体験農園等）を補助

補　助　率：３／４以内

エ　防災安全型

防災農業用井戸の設置（周知看板、非常用発電機含む）

補　助　率：３／４以内

オ　公的利用型

区市町村が公有地に市民農園、福祉農園、農業公園等を整備するために必要な経費を補助

補　助　率：３／４以内（１億円／箇所を上限）

カ　推進支援型

補　助　率：１／２以内

(ｱ) 整備支援に関連する調査設計や基本設計

(ｲ) 農地保全の理解促進を図る情報発信などにより、都市農地の多面的機能をより発揮させる取組

(ｳ) 農地保全に係るＰＲ、広報活動などの支援

(ｴ) 整備した農業体験農園のＰＲ　など

(10)　都市農地活用推進モデル事業

ア　高齢者活躍に向けたセミナー農園事業

生産緑地の貸借制度を活用し、高齢者層が技術指導を受けながら農作業に取り組める「セミナー農園」を管理し、農地保全とともに高齢者の活躍を進めるモデルを確立する。

イ　インキュベーション農園事業

買取申出等のあった生産緑地を都が買入れ、農業者に新たな栽培技術を試行する場を提供する「インキュベーション農園」を整備し、公有化による農地活用モデルを示すとともに、施設の確保が難しい農業者へ貸し出すことにより高収益化へのチャレンジを支援する。

ウ　生産緑地を活用した体験農園等普及事業

都市農地の保全と地域交流の活性化を図り、将来の東京農業の支え手育成を実現するため、生産緑地の貸借制度を活用して体験農園等の整備・運営に取り組む自治体や民間企業を支援する。

エ　体験農園等修了生の人材活用事業

「セミナー農園」の修了生と体験農園運営者をマッチングすることで、修了生を東京農業の担い手として活躍する場を確保するとともに、体験農園等運営者を支援する。

(11)　農業体験農園の開設支援事業

農家開設型の体験農園の設置数が少ない地域での開設を促進するため、都内自治体や農業者等に対し、体験農園に関する普及啓発や相談・講師派遣を実施する。

(12)　生産緑地買取・活用支援事業

区市の生産緑地等の買取りを支援するとともに、高収益農業を目指す農家の育成や区市による福祉農園等の開設に必要となる施設整備費及び運営経費を支援する。

(13)　東京の農地流動化促進事業

ア　都市農地貸借円滑化促進事業

都市農地を保全し、担い手等への生産緑地の貸借を促進するため、貸借に関する意向調査を実施するとともに、生産緑地バンク制度の創設支援や貸借促進のための制度啓発等を実施する。

イ　農地中間管理事業

市街化区域以外の区域において、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構（（一社）東京都農業会議）の活動を支援する。

ウ　農地利活用促進事業

遊休農地の解消・防止を図るため、新規就農希望者や規模拡大を志向する認定農業者等への農地のあっせん等を実施し、農地の保全・利活用を促進する。

(14)　地域計画策定支援事業

市町村が地域の農地を保全し、適正な利用を図るため、農業者等による話し合いを踏まえて地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確にした地域計画の策定に必要な経費を支援する。

(15)　みんなで創る都市型農業プロジェクト

ア　企業等における農的活動に向けた農業ビジネス支援事業

都内の貴重な農地の保全と農業所得の向上をあわせて実現するため、企業等におけるCSRやビジネスの一環としての農的活動に対するニーズの高まりに対応するサービス提供をメイン

とした新たな農業ビジネスへの転換を支援する。

イ　クラウドファンディングを活用した東京農業支援事業

東京農業の支え手となる都民をはじめとした消費者を増やし、東京農業の関係人口拡大を図るため、農業者によるクラウドファンディングの活用を促進する。

ウ　新たな農的活動支援事業

良好な都市環境の形成を図る農的空間を創出するとともに、企業や都民等、農業プレーヤーを拡大し、都市住民による体験・教育・生産を推進するため、企業等による新たな農的活動や普及啓発の取組を支援する。

エ　都民に身近なポケットファーム創出事業

都心部をはじめ、日常的に畑を目にする機会がない地域で暮らす都民が「農」に触れながら興味を深められるようにするため、公有地等を活用した農的空間（ポケットファーム）の創出及び農的活動の実施を支援する。

オ　東京の田んぼ復活プロジェクト

“都内の田んぼ”を保全するため、都民との協働により、水田、用水路を活用・保全する取組を支援するとともに、用水路の保全管理の基礎となる機能診断を実施する。

(16)　スタートアップ等を活用した農林水産分野の課題解決事業

スタートアップ等の製品開発力を活用し、東京の農林水産業の課題解決を図るため、農林水産分野のスタートアップ支援に長けた事業者を運営事務局に選定して協定を締結し、スタートアップ等へのメンタリングや実装に向けたハンズオン支援を実施する。また、スタートアップ等が実施する課題解決に資する技術開発等に対し、経費の一部を補助する。

補 助 対 象：スタートアップ等
補　助　率：２／３以内
補助限度額：6,666万円／年
対 象 期 間：２か年以内

(17)　農業振興事務所の管理運営

農業振興事務所の管理運営及び建物維持管理を行う。

２　農業基盤の整備（農業振興課）

(1)　土地改良

ア　基盤整備促進事業

土地改良法等に基づき、農業振興地域で総事業費 200 万円以上かつ受益戸数２戸以上の地区を対象にした国庫補助事業を実施する。

補助対象：市町村
補 助 率：３／４以内（うち国費５／10～5.5／10 以内）

イ　小規模土地改良

総事業費 200 万円以上かつ受益戸数２戸以上の地区（国庫対象外のもの）に対し、都単独の補助事業を実施する。

補助対象：区市町村、土地改良区、農協（都内全域が対象地域）

補 助 率：農業振興地域、特定農山村及び離島等（１／２～３／４以内）

地域計画策定済みの地域かつ農地の集約化等に資する事業（４／５以内）

上記以外（２／５～１／２以内）

ウ　地域農業水利施設ストックマネジメント事業

(ｱ) 地域農業水利施設ストックマネジメント事業

市町村や土地改良区等の団体営事業で造成された農業水利施設であって、その受益面積が 10ha 以上の施設について機能保全計画に基づく対策工事を国庫補助事業で実施する。

補助対象：市町村、施設管理者等

補 助 率：３／４以内（うち国費５／10～5.5／10 以内）

(ｲ) 農業水利施設保全合理化事業

市町村や土地改良区等の団体営事業で造成された農業水利施設であって、管理省力化のための農業用用排水施設の整備、水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用用排水施設に附帯する施設の整備等を国庫補助事業で実施する。

補助対象：市町村、施設管理者等

補 助 率：３／４以内（うち国費５／10～5.5／10 以内）

(ｳ) 農業用水路等長寿命化・防災減災事業

国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であって、機能の安定的な発揮に必要な長寿命化対策及び防災減災対策を実施する。

①　農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

②　防災・減災対策

③　機能保全計画、事業実施計画の策定

補助対象：市町村、施設管理者等

補 助 率：① ３／４以内（うち国費５／10～5.5／10 以内）

② ３／４以内（うち国費５／10～5.5／10 以内）

③ 定額補助（上限あり）

エ　農村総合整備

農業集落を単位とした農業生産基盤及び農村生活環境の総合的な整備に対して国庫補助事業を実施する。

(ｱ) 農村総合整備事業

(ｲ) 農業集落排水事業

補助対象：市町村

補 助 率：３／４以内（うち国費１／２以内）

オ　土地改良指導等

(ｱ) 都指導事務費

(ｲ) 事業評価委員会

(ｳ) 土地改良諸調査

(ｴ) 土地改良区強化対策支援

(ｵ) 水土里保全活動支援事業

(2) 農業用水整備

ア 畑地灌漑施設等実態調査

灌漑施設必要用水量基礎調査（多摩地域）を実施する。

イ 魚の遡上を阻害する土砂撤去等

魚道を魚（アユ等）が支障なく遡上できるよう、主要な農業用水堰がある市町村、土地改良区、漁協等の関係者の連携のもと、農業用水堰及び魚道の機能の維持・改善をする。

(ｱ) 堰等上下流の土砂撤去（魚道機能の維持・改善）：補助

補助対象：市町村

補 助 率：１／２以内

(ｲ) 堰改修等に係る設計・工事（堰機能の維持・改善）：委託・請負

(3) 島しょ地域等における農業のＤＸ推進事業

ア ＤＸによる農業基盤の防災力強化

デジタル技術を活用した畑地かんがい施設への遠隔・遠方監視設備の設置を支援し、貴重な水資源の適正管理、災害発生の防止、維持管理の負担軽減を図る。

補助対象：市町村

補 助 率：８／10 以内（防災重点ため池は 10／10 以内）

イ ＤＸによる島しょ農業基盤の防災力強化

デジタル技術を活用した畑地かんがい施設への遠隔・遠方監視設備の設置を支援し、島しょ地域における貴重な水資源の適正管理、災害発生の防止、維持管理の負担軽減を図る。

補助対象：町村

補 助 率：８／10 以内（防災重点ため池は 10／10 以内）

(4) 地理情報システムを活用した島しょ農業基盤ＤＸ推進事業

地理情報システムの導入により、農業基盤施設の効率的な維持管理や災害時における被災規模・被害額の迅速な把握等を行う。

補助対象：伊豆諸島の町村

補 助 率：４／５以内

３ 食の安全・安心の確保（食料安全課・農業振興課）

(1) 食の安全安心・地産地消拡大事業

新鮮で安全・安心な東京産農産物について、都内での販売ルートの拡大やＰＲ・販売促進活動等の支援を行い、地産地消の取組を拡大していく。

ア 東京産農林水産物を扱う飲食店等の登録・ＰＲ

安全・安心な東京産農林水産物を積極的に使用している飲食店等を「とうきょう特産食材使用店」として、また、島しょ産農林水産物を使用している島しょ地域の飲食店等を「東京島じまん食材使用店」としてそれぞれ登録し、東京都ホームページへの掲載、ＰＲ冊子の作

成や各種イベントでの配布等により広く消費者へＰＲする。

イ　新たな登録店拡大と食材ＰＲのための取組

(ｱ) 食材使用店の英語版ガイドブックの更新

訪都外国人向けに、東京産食材を食べてもらう機会を増やすため、食材使用店の英語版ガイドブックを作成し、観光情報センター等へ配布する。

(ｲ) ＪＡ東京アグリパークを活用した地産地消に係るイベントの開催と食材マッチングサポートデスクの運営

東京の農林水産物の情報発信拠点であるＪＡ東京アグリパークを活用して農産物の魅力発信や、食材調達、東京都地域特産品認証食品などの加工品に関するマッチングを支援する。

(2)　食品産業の輸出向けＨＡＣＣＰ等対応施設整備事業

輸出先のニーズに対応するための施設や機器の整備及び体制整備を支援し、農林水産物・食品の輸出促進を図る。

補　　助　　率：１／２以内（負担は国及び事業者）

実 施 主 体：食品製造業者、流通業者、中間加工業者等

補助対象経費：輸出先のニーズを満たすために必要な施設整備（新設、増設、改築及び修繕）及び機器整備の経費等

(3)　食育の推進

ア　食育推進協議会の運営

食育推進計画に掲げる目標の達成到達度合を把握するため、調査委託を行うとともに、食育を積極的に推進していくため、各事業や施策の検証と評価を行う。

イ　食育フェアの開催

食育関連団体の参加を募り、各種団体の活動内容の展示や事例発表、講演会、料理講習会、農業体験などの実施により、食の安全・安心の普及啓発や、食文化、東京産の農畜水産物を紹介する。また、ＤＸを活用した食育を推進するため、ＶＲ収穫体験等デジタルコンテンツを用いた出展を実施する。

ウ　食育・地産地消促進事業

東京都食育推進計画に示す食育の推進や地産地消の考え方に基づき、区市町村や民間団体等が実施する食育及び地産地消の推進活動を支援する。

補 助 対 象：区市町村、民間団体等

補　助　率：１／２以内

補助限度額：200 万円

エ　食農教育の推進

民間事業者・都内農家と連携し、種まきから収穫まで一連の農業体験や、調理体験、食育講習会など、幅広い食農教育を実施する。

オ　東京産農産物の学校給食活用促進事業

地域における地場産農産物の利用を一層図るため、生産者と栄養士等の交流会、給食活用

プロモーターによる支援、学校給食に取り組む農業者のＰＲ、学校給食における地場加工品の活用拡大等を実施する。

(4)　病害虫等の防除

ア　病害虫防除対策

農業生産環境の変化に伴う病害虫発生の複雑化に対応するため、病害虫発生予察の効率化や新しい防除技術の検討を行い、高品質で安全な農作物の生産を支援する。

イ　病害虫防除所の運営

病害虫の種類、発生時期、発生量を予測する病害虫発生予察や、病害虫の診断に基づく的確な防除方法の助言を行うことにより、効果的な病害虫防除を推進する。

ウ　農作物獣害防止対策事業

野生獣による農林作物被害に対応するため、加害獣の侵入を防ぐ対策や有害鳥獣の捕獲支援、地域での普及啓発活動、加害獣の生息状況調査などによる総合的かつ効果的な対策を展開する。また、中型野生獣対策に貢献する地域リーダーやサポーターを育成する講座を開催する。

エ　島しょ農作物獣害防止緊急対策事業

島しょにおいて農作物に重大な被害を与えている外来野生獣の早期撲滅を図るため、集中的に捕獲を行う緊急対策を実施する。

オ　プラムポックスウイルス（ＰＰＶ）の防除対策

ＰＰＶ未発生地域への感染防止のため、発生地域内で生産された苗木・盆栽類等の検査を実施するとともに、これまで防除強化対策を行ってきた地域の取組等を支援する。

(5)　農産物安全確保調査分析

東京産農産物の安全・安心を確保するため、新作型、新品種などにおける農作物への農薬残留調査分析を行う。

(6)　農薬適正指導強化事業

農薬の安全使用を推進するため、農薬販売者に対する届出指導、巡回調査・立入検査及び農薬管理指導士の認定等を行う。また、農薬の適正使用による安全・安心な農作物の生産振興のため、農薬登録の拡大、ＩＰＭ（総合的病害虫・雑草管理）を推進する。

(7)　農作物等調査分析

国の交付金を受けて、農産物等のＰＦＡＳ含有実態調査を実施する区市町村に対し、調査に要する経費を助成する。

(8)　環境と調和した農業の推進

ア　東京都エコ農産物の生産支援

環境保全型農業の普及・啓発を図るため、環境保全型農業に関する講習会、視察研修会などを実施し、東京都エコ農産物の生産支援に資する。

イ　東京都エコ農産物認証制度

環境にやさしく安全で安心な農産物の普及を進めるため、土づくり、化学肥料削減及び化学合成農薬削減の技術を導入し、都の慣行基準から化学合成農薬や化学肥料を 25%、50%及

び100%削減して作った農産物を認証する。

ウ　環境負荷低減事業活動実施計画の認定（みどり認定）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）に基づき、環境負荷低減の取組を認定する。

エ　エシカル×アグリプロモーション事業

東京都エコ農産物の認知度向上と販売力強化のため、都心エリアでの情報発信とＰＲ販売、資材補助等を実施する。

(9)　有機質肥料利用促進事業

化学肥料使用量を削減することで環境負荷の軽減及び経営コスト低減を図るため、土壌診断に基づく適切な施肥指導を受けた農業者に対し、化学肥料の代替資材として堆肥等の有機物を利用する場合や機械化に係る購入経費の一部を支援する。

(10)　農林水産物認証取得支援事業（農業）

持続可能性に配慮した農業の推進を図るとともに、有機ＪＡＳ、ＪＧＡＰ等の農産物の民間認証の取得及び更新に係る経費を支援する。

(11)　新東京都ＧＡＰ推進事業

多くの農業者がＧＡＰに取り組めるよう、東京農業の特性を反映した「新東京都ＧＡＰ認証制度」の認証取得を推進するとともに、認証農産物の流通拡大を図るため、認証取得や維持に必要な施設等の整備費用の支援及びＰＲを行う。

(12)　畜産振興総合対策

都市に適した畜産業の推進のため、家畜の生産性向上、畜産環境対策、品質の良い畜産物の提供、牛乳・乳製品の需給調整、肉畜の安定生産・流通体制の確立等を図る。また、生産・流通・消費の強化を図る。

ア　畜産活性化総合対策

畜産振興対策の総合的な推進と円滑・適正な執行を図るための指導監督、畜産基本調査、事業啓発等を行う。また、家畜排せつ物法に適応した家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進など、資源循環型で環境に調和した畜産を確立する。

イ　畜産物価格安定対策

牛乳及び肉用牛価格の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金制度及び肉用子牛生産者補給金制度等への運営支援、並びに肉用子牛基金造成に対して助成を行い、酪農及び肉用牛生産者の経営安定を図る。

ウ　高品質畜産物普及定着事業

家畜の能力検定と新技術の活用により、優良家畜の確保・生産段階での安全確保をすすめ、消費者に安全・安心で高品質の畜産物を提供する。また、東京都の銘柄畜産物の生産普及を支援する。

エ　畜産経営基盤強化支援事業

酪農ヘルパー制度による省力化の推進、リース事業を活用した機械施設導入促進による生産性向上・省力化推進・家畜排せつ物の適切な処理の実施を推進することにより畜産経営の

継続性を確保する。

オ　畜産獣医療体制整備

畜産農家戸数の減少により診療効率が低下した都内の畜産獣医療の体制整備のため、地域の畜産獣医師を活用し、繁殖検診等を行う。

カ　ＴＯＫＹＯ Ｘブランド強化支援

農家に対する指導や新規生産者獲得活動などの生産基盤強化対策を実施するとともに、生産組合の販売・ＰＲを支援することで、ＴＯＫＹＯ Ｘのブランド力強化を図る。

キ　配合飼料価格高騰緊急対策事業

配合飼料の価格上昇により影響を受ける畜産農家の負担を軽減するため、国の「配合飼料価格安定制度」で畜産農家が負担する積立金の一部を補助する。

ク　国産粗飼料流通円滑化支援事業

牧草やわら草等の外国産粗飼料の価格高騰による畜産農家の経営負担の緩和を図るため、国産粗飼料を購入する際に必要となる経費等の一部を支援する。

ケ　畜産経営継続支援事業

都内畜産農家の経営継続を推進するため、経営継承のための土地や建物の現況確認に要する経費や小規模な畜舎等の改修に要する経費の一部を支援する。また、若手畜産農家へ飼料栽培等の技術を継承するため、都有地を活用し、研修を実施する。

コ　東京ブランド牛乳支援事業

都内産牛乳の更なる高品質・高付加価値化を推進するため、特徴のある生乳を生産する牛群への改良に必要な経費の一部を支援する。

サ　蜜蜂の適正管理と調和推進事業

都民と養蜂産業が共生する東京を目指すため、養蜂家を対象に適正な蜜蜂管理を周知するとともに、養蜂団体等による都民への啓発活動等に対する支援を行う。

(13)　青梅畜産センター等運営費補助

ア　青梅畜産センター事業

青梅畜産センターで実施するトウキョウX、東京しゃも、東京うこっけいなどの系統維持及び配付事業を支援し、都民に安全・安心な銘柄畜産物を供給するとともに農家経営の安定を図る。

イ　堆肥センター事業

堆肥センターは、青梅畜産センター等の家畜排せつ物等を利用して優良堆肥を製造し、農家等に配布している。このセンターの事業を支援し、環境と調和した農業と有機農業の推進を図る。

ウ　青梅畜産センター等施設管理

青梅畜産センター事業及び堆肥センター事業を円滑に実施するため、施設管理費を補助する。

(14)　動物薬事・獣医事取締指導

ア　動物用医薬品取締指導

動物用医薬品等の製造・製造販売・販売業者の取締指導等により動物用医薬品等の適正流通及び品質の確保、使用を図る。

イ　獣医師等の指導監督

獣医師及び飼育動物診療施設等に対し指導を行い、獣医師の育成と獣医療の向上を図る。

(15)　家畜衛生対策（危機管理体制整備対策）

家畜の急性伝染病発生時に備えた対策の一環として、事前対応型の防疫体制及び監視体制の整備を図る。また、慢性伝染病の摘発、清浄化の推進、動物由来感染症等の防除を行う。

ア　事前対応型防疫体制整備：家畜伝染病防疫対応強化、人獣共通感染症対策

イ　地域防疫清浄化対策：地域防疫清浄化対策、診断予防技術向上対策、生産農場清浄化対策、ワクチン接種の推進

ウ　畜産物安全性確保対策：動物由来感染症監視体制整備、抗菌性薬剤残留調査

エ　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策：ＢＳＥ対策推進、ＢＳＥ検査体制強化

オ　特定家畜伝染病侵入防止対策：特定家畜伝染病侵入防止対策普及指導、特定家畜伝染病病原体侵入防止対策支援

カ　特定家畜伝染病防疫体制整備：埋却場所事前調査と試掘調査、家畜防疫用大型装置整備、防疫資材備蓄と更新、ワクチン接種及び抗インフルエンザ薬処方

(16)　野生イノシシ豚熱対策

飼養豚への感染拡大の原因となる野生イノシシの豚熱（ＣＳＦ）感染を予防するため、経口ワクチン散布による野生イノシシへの豚熱対策を行う。

(17)　家畜保健衛生所の運営

ア　家畜衛生等

(ｱ) 家畜衛生技術指導事業

家畜飼養者に対し、家畜衛生技術の普及啓発、各種疾病等による家畜の損耗防止及び生産性の向上を図り、家畜衛生の向上と経営の安定に資する。

(ｲ) 家畜防疫

家畜伝染病予防法に基づき、発生予防及びまん延防止のための検査、調査等を行う。

(ｳ) 病性鑑定

家畜の各種疾病等の診断、原因究明のための専門検査の実施により、迅速かつ適切なまん延防止、生産阻害疾病の防除等を図る。

(ｴ) 肥飼料検査等

肥料の登録及び肥料・飼料の届出の受理、成分分析、製造業者・販売業者への立ち入り検査、指導等を行う。

イ　管理運営及び建物維持管理

(ｱ) 本所〔西多摩郡日の出町〕

(ｲ) 旧肥飼料検査センター〔立川市〕

(ｳ) 立川庁舎旧本館〔立川市〕

(ｴ) 大島・三宅・八丈支所

(ｵ) 青梅施設

(18) 家畜衛生サポートＤＸ

家畜伝染病対策及び家畜衛生技術の向上を図るため、飼養者や家畜の情報をクラウド上で一元管理し、オンラインによる病性鑑定等を実施する。

４　農業経営の安定（農業振興課・調整課）

(1) 地域特産化の推進（農業振興地域、振興山村・過疎・離島・特定農山村地域等）

ア　経営構造対策事業

地域農業の再編と活力ある農村社会を築くため、土地基盤の整備、近代化施設、都市農村交流施設等の導入や、農業の担い手の育成など、地域の独創的、自発的な取組を支援する。

(ｱ) 構想策定：令和８年度該当なし

(ｲ) 施設整備：令和８年度該当なし

イ　山村振興等特別対策

(ｱ) 山村振興等特別対策

地域特性を活かした農林漁業の振興と関連地場産業の育成、都市との交流促進等による就業機会の確保を図るとともに、高齢者対策の推進と地域社会の環境整備を実施し、農村地域の総合的定住条件を整備する。

(ｲ) 山村・離島振興施設整備

山村や離島での基幹作物の生産振興に必要な施設等を整備し、農業経営の近代化を図り、農家の生活安定と中山間地域経済の活性化を図る。

対象地域：振興山村、特定農山村地域、島しょ地域、小笠原諸島

(2) 東京農業経営強靭化事業

都市農業を担う認定農業者等の意欲ある経営体に対して、効率的で生産性の高い農業を展開するための施設等の整備を支援し、農業経営力の向上等を図るとともに、都市農地の保全及び多面的機能の発揮により、都市の特性を生かした東京農業の「稼ぐ力」を強化し、東京農業を魅力ある産業に育成する。

ア　都市農業振興特別対策事業

国の交付金事業を活用し、地域における中心的な農業法人や農業者団体等に対して生産施設や集出荷貯蔵施設等の基幹施設の導入支援を行う。

国庫補助事業名：強い農業づくり総合支援交付金

補助対象メニュー事業：産地基幹施設等支援タイプ

事業実施主体：区市町、農業者の組織する団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会及び知事が関東農政局長と協議して認める団体

対象地域：「都市的地域」

事業費：原則として補助対象経費が１億円以上のものを対象

補助率：国１／２以内、都１／４以内

イ　都市農業振興施設整備事業

都市農業を担う認定農業者等の意欲ある経営体に対して、経営力の強化、新技術の導入、経営の継続や生産基盤の高度化、地域農業の活性化等を図る施設等の導入を支援する。

また、認定新規就農者等に対し、就農に必要な施設整備費等を補助し、新規就農者の都内定着を図る。

対　象　地　域：「都市的地域」

事業実施主体：認定農業者（隣接県との広域認定を含む）、新規就農者、区市町、農業協同組合

事　業　費：１事業の補助対象経費の下限額は 200 万円
都が負担する補助金の上限額は原則として 5,000 万円

補　助　率：１／２以内（経営力強化、生産基盤高度化、地域農業活性化）
３／４以内（スマート農業支援、農業振興地域支援、新規就農者支援、温室効果ガス排出削減支援、労働環境快適化支援、ＧＡＰ及びエコ農産物推進支援、畜産経営強化支援）

(3)　持続可能な東京農業支援事業

新規就農者への支援や農業のスマート化を進めて農業者の生産性向上を後押しするとともに、環境配慮型農業への転換意欲を高め、暑熱対策や省力化により労働環境の快適化を推進する。営農開始から経営発展まで、多方面から農業者を総合的に支援し続けることで「持続可能な東京農業」を実現する。

ア　東京型スマート農業実装化促進

農作業の省力化や農畜産物の品質向上を図るため、東京型スマート農業を実施する際に必要となる農業用機械等導入費を支援するとともに、ＤＸ等の専門家を派遣しアドバイスを行う。

イ　新規就農者初期投資支援

新規就農者の初期投資の負担を緩和し、農業経営の早期安定化及び新規就農者の都内定着を図るため、認定新規就農者等に対し、就農時に必要な施設や機器等の導入を支援する。

ウ　環境配慮型農業への転換促進対策

農業由来の廃棄物減量や農薬使用量の削減につながる環境配慮型農業への転換に必要な農業用資材の導入を支援し、農業経営の継続と環境保全を図る。

エ　暑熱対策推進

農作業環境の暑熱対策となる機械機器資材等導入費を補助

オ　農作業省力化推進

身体負担が大きい農作業を省力化できる機械機器等導入費を補助

(4)　チャレンジ農業支援事業

（公財）東京都農林水産振興財団にチャレンジ農業支援センターを設置し、経営改善に意欲ある農業者とそのグループ、団体に対し、課題解決のための専門家派遣や農業経営の多角化・

改善に向けた新たな取組に必要な経費の一部を助成し、東京農業の産業力を強化する。また、大消費地東京の強みを活かし、販路開拓を包括的に支援し、販路開拓ナビゲータとともに最適な販売先を見つけて、売込みを支援する。

ア　相談業務等

(ｱ) 相談業務

農業者が抱える経営課題について相談業務を行うとともに、問題点の整理を行う。

(ｲ) 専門家の登録・派遣

経営コンサルタント、Ｗｅｂデザイナー、食品加工、新商品開発などの専門家を登録し、相談内容に応じて派遣することで、農業者の課題解決を図る。先進的な取組を希望する農業者には、複数の専門家等によるプロジェクトチームにより多面的な支援を行う。

(ｳ) 啓発事業

講演会の開催や成果事例集を作成し、収益性の高い農業経営に転換しようとする農業者の取組を支援する。

イ　販路開拓支援

(ｱ) ブランド化コンサルの派遣

農業経営に関係するブランド化に知識や経験のあるコンサルタントや営業のプロフェッショナル人材等を派遣し、ブランド化に向けた生産及び経営上の課題を整理し、農産物の特性に合わせた戦略の構築等を支援する。

(ｲ) 販路開拓ナビゲータの派遣

百貨店やレストラン等の単価の高い販路に詳しい販路開拓ナビゲータを派遣し、農産物の価値を高める取引先の紹介や、商品の売込みや商談など営業活動をハンズオンでサポートする。

(ｳ) 販路開拓プラットフォームの運営

農家が自らの農産物を掲示するサイトと販路先が求めている農産物を掲示するＷｅｂサイトを運営し、リアルタイムで効率的なマッチングを図る。

ウ　補助事業

(ｱ) 内容

農業経営の多角化・改善に向けた新たな取組に必要な経費の一部を助成

(ｲ) 事業実施主体

チャレンジ農業支援センターの専門家派遣を受けた、都内の農業者（就農が確実な者も含む）、農業者が構成するグループや団体、その他知事が認めたもの

(ｳ) 事業費

30～500 万円以内

(ｴ) 補助率

２／３以内

(ｵ) 対象事業

都内産農産物の販売促進、商品開発、Ｅコマースへの出店等

(5)　東京広域援農ボランティア事業

都内農地の遊休化・低利用化を防止するため、広域ボランティアを育成・活用して農地の保全・利活用の促進を図る。

(6)　農業次世代人材投資事業

新規就農者の確保育成を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農準備段階や経営開始時の経営を支援するための資金を交付する。

(7)　新規就農者育成総合対策

次世代を担う農業者の確保・育成に向けた取組を総合的に講じていくため、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、就農準備段階や就農直後の経営を支援するための資金を交付する。

(8)　農地長期貸借促進奨励事業

農業の担い手を育成し、農地を保全するため、新規就農者や経営規模拡大志向農家等へ一定期間以上の長期の賃貸借契約を締結する農地所有者に対して、奨励金を交付する。

(9)　野菜供給確保対策事業

市場価格低落の価格差を補てんし、野菜生産の出荷安定と農家経営の安定を図る。

ア　対 象 品 目：７品目　（こまつな、ほうれんそう、キャベツ、だいこん、ブロッコリー、にんじん、アシタバ）

イ　保証基準額：市場平均価格の８／10 又は９／10

ウ　実 施 主 体：（公財）東京都農林水産振興財団

(10)　農園芸総合奨励等

ア　園芸奨励指導

園芸関係の情報の収集と提供及び農業経営の安定と生産流通改善に関する指導並びに東京農業のＰＲ等を行う。

イ　経営所得安定対策等の推進

農業経営の安定と食料の安定供給を図るために、国内と国外の生産条件の格差から生ずる不利益を補正するための交付金及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する経営所得安定対策を推進する。

ウ　関東東海花の展覧会

花に対する理解・啓発を図り、花き産業の健全な発展を目的とした国内最大級の花の展覧会に、当番都県として展覧会全体の企画運営及び特別展示を行う。

エ　農園芸作物の生産販売力強化支援事業

生産や輸送の共同化、販売、農産品のＰＲ等を共同又は協力して行っている地域や団体に対して、生産販売力の強化のための新たな取組への支援を行う。

(ｱ) 事 業 実 施 主 体：都内の農園芸作物の生産者団体、区市町村

(ｲ) 補　　助　　率：１／２以内　（山村・離島地域は２／３以内）

(ｳ) 補助対象事業費：１件当たり上限 200 万円

(ｴ) 対象とする内容：区市町村や生産者団体が行う生産・出荷・販売力を強化するための新

たな取組（施設整備等ハード事業は除く）

オ　東京産ブランド農産物育成ステップアップ支援事業

都試験研究機関で開発された新品種や新技術を用いて生産される農産物、あるいは地域特産農産物などを、「認知度」、「品質」、「生産量」、「ストーリー」、「継続性」といったブランドとしての５つの要素を高め、東京産ブランド農産物に育成していくため、都内生産者を核として、研究から生産、販売等の各ステークホルダーの協働を促し、計画的かつ包括的・多層的な取組を支援する。

(ｱ) 生産者団体及び都関係機関等で構成する協議会の設置・運営

協議会では、品目ごとに「５要素」を高めるため、ＰＲ展開の方向性などを検討する。

(ｲ) ＰＲ対策

品目や生産量など「５要素」の充足状況に応じて、生産拡大、流通拡大、販売拡大のためのＰＲを実施する。

(11)　東京抹茶プロジェクト

世界的な抹茶ブームやインバウンドの増加等を背景に新たなマーケットを開拓する。また、抹茶の原料となるてん茶の生産を推進するとともに都内の茶産地を活性化する。

(12)　江戸東京野菜生産流通拡大事業

江戸東京野菜の計画的な生産と品質向上のため生産団体の組織化等による産地化を推進するとともに、効果的かつ継続的な流通改善対策の推進による供給力強化を図り、東京産野菜のイメージアップにつなげていく。

ア　江戸東京野菜供給力強化対策

(ｱ)　事業推進組織の整備

生産振興、普及促進を統括する江戸東京野菜普及推進担当の設置運営支援

(ｲ)　江戸東京野菜産地化推進

生産団体の組織化を推進するとともに出荷規格や生産計画の作成を支援し、江戸東京野菜の産地化を推進

(ｳ)　流通改善・販路拡大支援

(a) 江戸東京野菜の生産流通に係る実態把握支援

(b) 江戸東京野菜を扱う卸・仲卸等業者の開拓支援

(c)　卸・仲卸等業者と飲食店・加工業者等の連携による江戸東京野菜の販売促進活動支援

イ　江戸東京野菜生産技術向上対策

江戸東京野菜である東京ウドは、その多くが地下穴タイプの軟化施設で生産されているが、壁や天井の崩落など危険な状態のものが増えており、代替策を早急に開発・普及する必要がある。このため、「地下穴に代わる軟化施設の開発と栽培管理技術の確立」について、東京都農林総合研究センターにて試験研究を行う。

(13)　農業改良普及指導等

ア　農業改良普及指導

(ｱ) 農業技術及び農家経営等の改善を図るために普及指導を実施し、能率的農法の開発や、農業生産の増大を指導するとともに、農家経営の安定化を図る。

(ｲ) 普及事業の成果を発表するとともに、関係機関・団体との連携を強化するため、普及事業フォーラムを開催する。

(ｳ) 的確な普及活動を実施するため、体系的に研修を実施し、普及指導員の資質向上を図る。

(ｴ) 年々減少している担い手の確保・育成を強化するとともに、稼ぐ農業の実践を実現するため、普及指導体制の強化を図る。

(ｵ) 迅速かつタイムリーな普及指導のためのタブレット端末を配備し、現場にて必要なコンテンツを素早く活用できる仕組みづくりを行う。

イ　農業改良特別指導

(ｱ) 女性農業者の社会参画及び経営参画促進を図るため、女性活躍推進会議を開催する。

(ｲ) 技術職員が常駐していない離島に対する技術指導や新技術の積極的な導入を図る。

(ｳ) 大島において定年退職者等を対象として講習会を開催する。

(14)　東京農業アカデミー事業

東京農業の担い手を確保・育成するため、都内への就農希望者及び都内の農業者の全てを対象として、就農検討期から経営発展期に至るまでの各ステージに応じた研修等を実施する。

ア　青年農業者確保育成対策

次代の東京農業を担う優れた農業後継者や、他産業から転職した新規就農者を確保・育成するため、就農計画策定支援、就農支援活動や就農相談活動等を実施するとともに、就農支援資金の貸付金の管理を行う。

イ　担い手確保育成及び女性就農支援事業

将来の東京農業の中核を担う農業者の育成に熱心に取り組む先進的な農業者を「東京都指導農業士」として認定し、担い手の指導・育成を推進する。また、女性が就農相談しやすい窓口を設置するとともに、新たに東京の農業経営に参入しやすい環境を整備して、就農促進、定着を支援する。

ウ　女性が輝く東京農業特別支援事業

女性農業者の活躍推進や女性農業経営者の育成を図るため、女性の労働環境や社会進出に知見を持つ専門家のノウハウを活用した実効性の高い講座やフォーラム等を開催する。

また、講座等を仲間づくりや新しいネットワーク構築の機会として活かすため、女性農業者グループの立ち上げや活動を支援する。

エ　八王子研修農場事業

農外からの新規就農希望者を対象として、実践的な栽培技術や農業経営に関する知識を習得するための研修事業を実施する。

また、就農前の農業後継者への就農啓発、新規就農者等のスキルアップを図るための研修プログラムを作成する。

オ　農業後継者育成発展事業

次代の東京農業を担う優れた農業後継者を確保・育成するため、フレッシュ＆Ｕターン農

業後継者セミナーや、農業実践力養成セミナー、経営力強化セミナー、高度・先進技術セミナーを開催する。

(15)　就農準備支援事業

新規就農希望者が都内で就農地を確保するまでの一定期間、都が営農場所を提供する。

(16)　多様な担い手育成支援事業

区市町村、大学等研究機関、中間支援組織、農業者団体等の連携により、東京農業の担い手をつなぐプラットフォームを構築し運営することで、副業的農業希望者等、多様な担い手を確保・育成する。

(17)　とうきょう元気農場跡地の管理運営

とうきょう元気農場の跡地を、東京ならではの革新的で持続的なアグリテックの開発や担い手の育成の場として活用し、持続可能な東京農業の実現を目指すとともに農地の保全を図る。

(18)　雇用就農推進支援事業

東京農業の担い手が減少する中、新たな人材育成として、法人の新規参入による雇用就農を促進するため、相談、人材育成、施設整備など総合的な支援を実施する。

ア　農業経営相談窓口事業

都内に農業参入を希望する法人や法人化しようとする農業経営体を対象にした相談窓口を設置し、意欲的な企業等の参入を支援する。

イ　雇用就農推進事業

都内で新たに農業参入又は規模拡大した農業経営体に対して、雇用就農者の人材育成や研修に要する経費の一部を助成する。

ウ　農業スポットワーク活用促進事業

令和７年度に策定した「東京農業の働き方ガイドライン」に基づく雇用の活用の一環として、農業分野でのスポットワークの活用を促進するため、農業者に対する説明会の開催及びスポットワークを活用した農業者に対し奨励金を交付する。

(19)　東京農業法人育成支援事業

都内で新たに農地を取得又は貸借した法人を対象に、農業経営を展開するための施設整備等に要する経費を助成する。

補　助　率：新たに耕作する農地面積に応じて１／２以内から４／５以内

補助対象地域：農業振興地域等

補助対象者：農地を貸借又は購入して、新たに農業参入または規模拡大を図る法人

(20)　農業者出産・育児期支援事業

農業者が出産・育児等により就業困難になる、あるいは働き続けながら子の養育を行う場合など、農業経営体として労働力不足になり、一時的にでも事業規模を縮小せざるを得なくなる。農業経営体の安定的な農業生産を維持するため、代替人材の確保に必要な経費の一部を助成する。

(21)　農協指導

ア　農協・漁協検査及び指導

農林水産業協同組合の健全な運営の確保と組合員等の保護を図るため、農協等に対し、組織、財務、事業等の経営全般に関する検査及び指導を行う。

(ｱ) 総 合 農 協：14（区部　４、多摩　10）

(ｲ) 専 門 農 協：９（多摩　３、島しょ　６）

(ｳ) 農事組合法人：９（区部　１、多摩　４、島しょ　４）

イ　農業者年金等監査指導

農業者年金制度の健全な運営に資するため、有事の際に独立行政法人農業者年金基金が業務を委託している区市町村の農業委員会及び農業協同組合に対し、監査指導等を実施する。

(22)　農協経営改善対策

東京都農業協同組合中央会が、特別指導組合の経営改善指導等の目的で設置する特別対策指導員の設置補助を行う。

(23)　農業共済団体

農業共済組合が行う業務に必要な経費を補助するとともに、検査及び指導を行う。

ア　農業共済団体補助

農業者が不慮の災害によって受ける損失を補てんして、農家経営の安定を図ることを目的に、農業共済事業を行う団体に対して、事業費等を補助する。

イ　農業共済団体に対する検査及び指導

農業共済事業の効率化や組織運営の適正化を図るため、法令に基づく検査、指導等を行う。

(24)　収入保険加入推進支援事業

台風や雪害、雹害といった自然災害や、販路喪失などの様々なリスクに備えるため、農業経営のセーフティネットである収入保険への加入促進を図る。

ア　助成対象者

個人：令和９年を責任期間とする収入保険に新規加入する農業者

法人：令和８年６月から令和９年５月までに責任期間が開始する収入保険に新規加入する農業関係法人

イ　助成対象経費、助成率

新規加入者が負担する保険料（掛捨て部分）、１／２

(25)　東京型スマート農業の新展開

収益性の高い農業経営の確立に向け、これまでの研究における課題や成果をベースに、産官学の連携等により技術の実装と開発をさらに進め、現場での課題解決を進めていく。

(26)　島しょ地域等における農業のＤＸ推進事業

東京型スマート農業の確立に向けて、現地調査や行動監視システムの整備など島しょ地域におけるデジタル技術を活用した農業振興を支援する。

(27)　農業金融

ア　農業近代化資金利子補給

(ｱ) 資金の種類　　施設資金、果樹等植栽育成資金他

(ｲ) 対　象　者　　農業者、農協等
(ｳ) 融　資　枠　　４億5,800万円
(ｴ) 貸付限度額　　個人1,800万円　法人等２億円
(ｵ) 償 還 期 間　　最長20年
(ｶ) 利子補給率　　1.25%（令和８年５月18日現在、例外あり）

イ　農業改良資金・就農支援資金

農業改良資金の貸付条件となる農業改良措置（新作物分野及び加工分野への進出、新技術導入等の取組）の認定等を実施する。また、就農支援資金の債権管理を行う。

ウ　農業金融指導事務

農業近代化資金をはじめとする農業に係る制度資金の円滑な運用を図ることを目的とした各種調査・審査・承認等の事務を実施する。

５　農林総合研究センターの運営等（調整課・島しょ農林水産総合センター）

(1)　農林水産試験研究総合推進

農林水産業の振興と都市の良好な生活環境の保全に積極的に貢献していくため、都民や農林漁業者等のニーズに的確に応えて試験研究を推進する。

ア　農林水産試験研究外部評価委員会の開催

学識経験者を委員とする試験研究外部評価委員会を開催し、専門的な見地から、試験研究に対する評価及び指導・助言を受ける。

イ　研究成果合同発表会

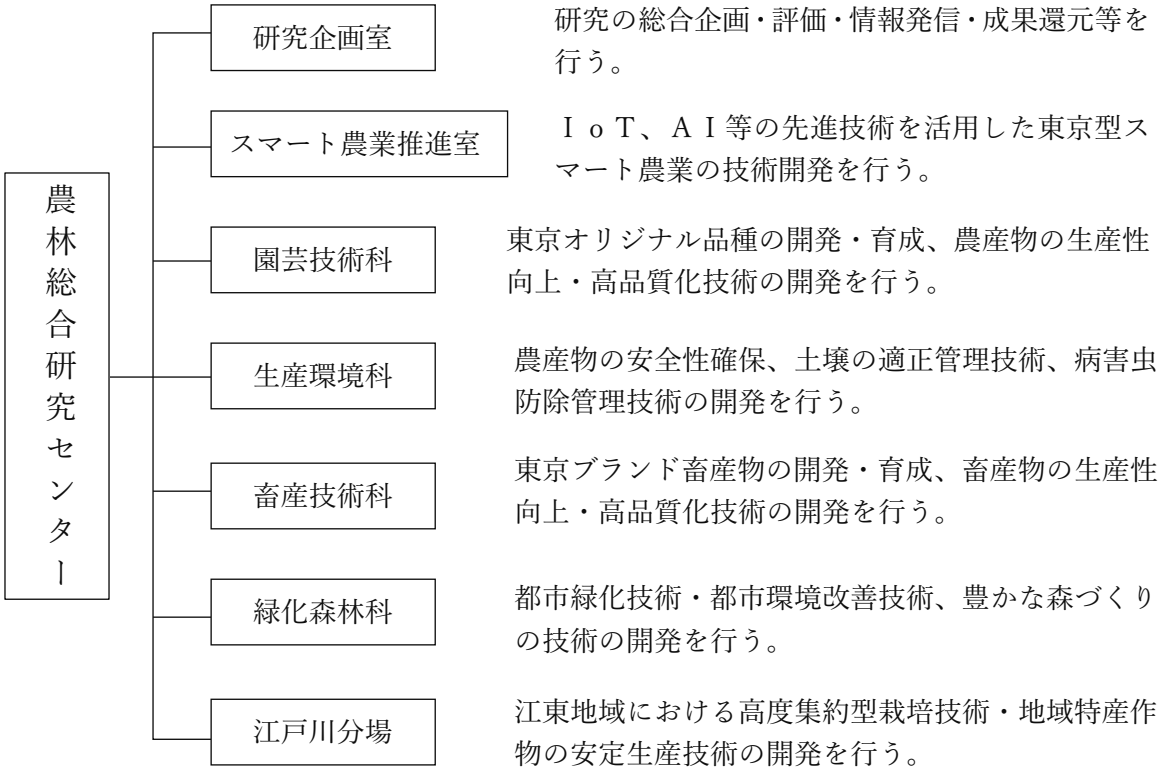
試験研究機関等が実施した研究等の成果を、わかりやすく都民に提供することで、都民が農林水産業に対する理解を深める一助とする。

(2)　農林総合研究センターの運営

ア　試験研究　　40テーマ

イ　管理運営及び施設整備等

(ｱ) 立川庁舎〔立川市〕
(ｲ) 青梅庁舎〔青梅市〕
(ｳ) 江戸川分場〔江戸川区〕
(ｴ) 日の出試験林〔日の出町〕
(ｵ) 日原試験林〔奥多摩町〕



(3)　（公財）東京都農林水産振興財団の運営

農林水産業の担い手となる後継者の確保・育成や農林水産業の振興、森林の保全整備及び緑化推進事業等、行政を補完し、弾力的かつ機動的な施策展開を行うために設立された（公財）東京都農林水産振興財団の管理運営に必要な経費を補助する。

(4)　島しょ農林水産総合センターの運営

ア　試験研究　　６テーマ

イ　管理運営及び施設整備等　　各事業所〔大島町・三宅村・八丈町〕

(5)　島しょ地域農業振興対策事業

持続可能な島しょ農業を実現するため、島しょ地域の課題である担い手の確保と育成及び労働力不足への対応を図るとともに、農業者と共同組織が一体となった取組や関係機関と連携した取組を支援し、島しょ地域の農業振興を推進する。

６　緑化推進（農業振興課）

苗木の生産供給

東京を緑豊かな都市とするため、公共事業や公共施設などの緑化を推進するとともに、緑化用の苗木の生産を行うことで、市街化区域内及び市街化調整区域の農地の保全を図る。また、「緑施策の新展開」、「東京都環境物品等調達方針」等に基づき、都の環境関連施策に対応した供給を行う。

(1)　苗木の育成：51 万本（令和４～令和７年度購入分）
(2)　苗木の供給：15 万本（令和４～令和６年度購入分）

７　農林災害復旧（農業振興課）

農地災害復旧等

田、畑、農道、かんがい施設等を対象として、台風、地震などによる被害を復旧する。あわせて災害の発生を未然に防止する。

(1)　農地及び農業用施設災害復旧：八丈町（令和７年災）
(2)　農地防災：農業用河川工作物応急対策事業　あきる野市
：ため池一般型工事（ため池改修）　八丈町
：実施計画策定事業　令和８年度該当なし
：用排水施設整備工事　令和８年度該当なし

８　小笠原振興（農業振興課・食料安全課・調整課・島しょ農林水産総合センター）

(1)　小笠原農業基盤整備

農道・かんがい施設などの農業基盤施設を整備し、父島・母島の農業振興を図る。

令和８年度は、母島において農業用水槽１基の新設を見据えた設計及び農業用水用の送水管改修を見据えた設計を実施するとともに、前年度までに設置したかんがい用貯水施設の供用開始に向けた調査等を実施する。

(2)　島しょ地域等における農業のＤＸ推進事業

島しょ地域における貴重な水資源の適正管理、災害発生の防止、移動手間の負担軽減を図るため、デジタル技術を活用した畑地かんがい施設について支援する。

(3)　地理情報システムを活用した島しょ農業基盤ＤＸ推進事業

遠隔地にある農業基盤施設について維持管理の省力化や緊急時対応の迅速化を図るため、地理情報システムを導入した施設管理体制の整備を進める。

(4)　小笠原農業生産流通対策

台風等による農作物被害を軽減するとともに、農作物の生産性向上と高品質化を図るため、農業協同組合の施設整備を行う。

(5)　硫黄島旧島民定住促進対策

母島蝙蝠谷地区において農業生産基盤を整備（平成３年度～８年度）し、硫黄島及び北硫黄島旧島民の営農による定住（移住）を促進してきたが、旧島民による生産組合の解散により、平成29年度をもって営農による定住支援は終了した。母島蝙蝠谷地区の土地を有効利用し、小笠原の農業振興に活用するため、平成30年度から再整備を進め、平成30年度から令和６年度までに18区画（計23,045㎡）を村に有償で貸し付け、農業利用に供している。

(6)　植物防疫

植物防疫法に基づく指定害虫の防除、特に被害の大きいアフリカマイマイの総合的な防除法の確立及び、ミカンコミバエの再侵入防止のための警戒調査を実施する。

(7)　亜熱帯農業センター・営農研修所の運営（総務局所管）

ア　亜熱帯農業センター

(ｱ) 試験研究　　４テーマ

(ｲ) 管理運営及び施設整備等

イ　営農研修所

(ｱ) 研修会(基礎・ほ場)、巡回指導、営農指導

(ｲ) 管理運営及び施設整備等

９　産業労働施設整備

(1)　青梅畜産センター施設整備

東京ブランド畜産物の種畜の供給拠点である青梅畜産センターの施設を改修し、将来にわたる畜産物の安定供給と畜産経営の安定化を図るとともに、都民の食に対する興味・関心をより一層促していくため、家畜とのふれあい体験等が行える食育機能も充実させていく。

(2)　農林総合研究センター施設整備

農林業に関する試験研究を効率的に推進するため、施設・機器等の整備を行う。

第２　林業の振興

森林計画の策定や森林づくりの推進、森林産業の育成等に向けた施策及び林業者・都民に対する各種情報提供や、調査研究等を実施する。

１　森林計画及び情報提供等（森林課）

(1)　森林計画の策定等

ア　森林計画

木材等林産物の安定供給と森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、市町村が定める市町村森林整備計画の規範となる森林整備の方向を明らかにする。

イ　森林審議会

地域森林計画の樹立、林地開発許可、保安林解除等の案件を審議する。

ウ　東京の農林水産業振興に向けた専門懇談会

東京の森林・林業の課題に対し早急に取り組むべき事項等について、専門家等から出された意見を参考に、都の施策を取りまとめる。

(2)　森林事務所の運営

森林事務所の管理運営及び建物維持管理を行う。

２　森林づくりの推進（森林課）

(1)　造林対策

ア　造林対策

森林資源の造成及び森林の持つ公益的な機能の確保のため、人工造林、保育等に対する補助を実施する。また、高品質な木材を生産していくため、きめ細かな保育管理に対する補助を実施する。

イ　間伐対策

間伐、森林作業道整備、間伐材搬出に対する補助を実施する。

区　　分		補助対象面積	実 施 主 体
造　林　事　業	人　工　造　林	3.00ha	森林所有者 林業経営体 市町村　等
	保　　育　　等	32.00ha	
間　伐　事　業	間　　伐	370.00ha	
	計	405.00ha	

ウ　都行造林管理

都行造林の保育及び管理を行う。

(2)　間伐材供給促進事業

多摩産材の供給量を増やすため、搬出間伐のための作業道の作設支援や搬出間伐に特化した林業機械の導入等に対する補助を実施する。

(3)　東京の森林魅力アップ事業

ア　森林資源を活用した魅力創出事業

多摩地域の森林の魅力をさらに引き出すため、良好な景観の支障となっている立木を伐採し、園地整備を行うことで、森林の恩恵を受けられる環境を整えるとともに、地域の活性化を促進する。

イ　島しょ観光資源・林産物生産振興事業

伊豆諸島・小笠原諸島において、各島の魅力を引き出すため、景観の向上等に資する森林整備や、有用広葉樹の育成を促進するための伐採等を行う。

(4)　分収林事業の推進

森林の土地所有者と（公財）東京都農林水産振興財団の二者又はこれに育林費用負担者（森のオーナー）を加えた三者が共同で育林し、伐採収益を一定の割合で分収する分収林の保育及び管理を行う。

(5)　保安林管理

保安林及び都有林を適切に管理することなどにより、それぞれの森林が持つ機能の強化を図る。

ア　保安林管理：保安林の指定、解除、指定施業要件の変更、標識の設置、伐採許可、台帳の整備等

イ　都有林管理：林内歩道改修、境界刈払、標柱整備等

ウ　保安林整備：標識設置、森林保育整備、歩道改修、境界刈払等

(6)　新たな手法を活用した保安林整備事業

都有保安林においてヘリコプター集材を導入し、遠隔地での森林整備を推進する。

(7)　種苗確保等

林業種苗法に基づき、優良な種苗の供給を確保するため、採種園等の維持管理を行う。また、花粉対策を進めるため、花粉の少ないスギ・ヒノキの採種園の整備、種子採取、樹齢１年生の幼苗生産費の補助等を行うとともに、無花粉スギの都内供給に向けた生産経費の支援を行う。

(8)　森林循環に資する花粉発生源対策

利用期に達したスギ・ヒノキ等人工林における主伐事業に加え、都民ボランティアの活用など、総合的に森林循環を進め、花粉削減と多摩産材の安定供給を図る。

ア　主伐事業

花粉の少ないスギ・ヒノキ等への伐採更新及び保育に加え、民間の主伐実施促進のため、伐採された木材の運搬経費を補助する。

イ　とうきょう林業サポート隊

都民ボランティアとの協働による森づくりの場として、主伐事業地を活用し、将来の林業担い手の確保・育成につなげる。

(9)　低コスト森林施業の推進

コンテナ苗の導入に関する調査分析や、低コスト森林施業モデル調査を行う。

(10)　林道事業

森林資源の高度利用を促進し、林業経営の安定及び適切な森林管理を行うために林道を開設する。また、既設林道の機能向上と交通の安全を確保するため林道の改良を行う。

ア　林　道　開　設：１路線

イ　林　道　改　良：16路線

ウ　林道維持管理：83路線

エ　林道高規格化：２路線

オ　林道整備促進事業：４路線

(11)　治山事業

山地荒廃の復旧・予防、水源かん養、森林環境の整備を行い、国土の保全を図る。

ア　公　共　治　山：０箇所

イ　都　単　治　山：11箇所

ウ　治山施設機能保全：９箇所

エ　治山調査委託事業：全体計画調査、測量、設計

(12)　森林経営効率化支援事業

境界明確化等の現地調査及び確認・測量及び森林所有者への説明会開催などの経費について補助を行う。

(13)　伐採を促進する契約合意支援事業

伐採等の森林整備を促すため、経営・管理をしていない森林について、専門家の活用により所有者を特定し、境界を明確にする。

(14)　林業経営体強化に資する山の相談支援事業

小規模森林の整備促進や林業経営体の経営力強化を目的として、民間による森林整備を促進するため、森林所有者の依頼に基づく相談や森林調査に要する費用等を支援する。

(15)　森林保全におけるシカ害対策

ア　シカ害防止対策

東京都第二種シカ管理計画に基づきニホンジカの管理捕獲を実施する。

【実績】

項　目	令和４年度	令和５年度	令和６年度
シカ捕獲	982頭 （内一般狩猟347頭）	955頭 （内一般狩猟261頭）	1,076頭 （内一般狩猟236頭）

イ　シカ害造林地対策事業

森林における多摩地区のシカ被害軽減のため、管理捕獲に加え、ＩＣＴを活用した箱罠による捕獲等、新たな捕獲対策を導入する。

(16)　搬出困難箇所における森林整備事業

人家や公共施設等に隣接する森林においては、木材の搬出が困難であることから、花粉発生源対策の更なる促進や防災機能強化のため、森林の整備に対する補助を実施する。

３　森林産業の育成（森林課・調整課）

(1)　林業普及指導

地域林業を振興するため、林業に関する技術及び知識の普及指導、林業後継者の育成を行う。また、森林の公益的機能・林業の社会的役割の重要性について、都民にＰＲする。

(2)　木材利用対策

環境保全と経済発展を調和させた「持続可能な森林経営」の実現に向けて、木材産業を育成強化する。また、消費者に普及啓発を行うとともに、木材安定供給に向けた体制を整備し、木材需要の拡大を図る。

ア　木材需給対策情報事業

木製材業に従事し、その発展に寄与した模範従業員の表彰等により、勤労意欲の向上及び後継者の育成を図るとともに、業界の健全な発展に資する。

イ　木材利用普及啓発強化推進事業

木や木造住宅の良さ、木材の重要性を都民にＰＲし、木とふれあう体験や木製品の展示即売等を通じて森林資源に対する正しい理解を求めることで、木材需要の拡大を図る。

(3)　「とうきょうの木」ブランド推進事業

多摩産材認証協議会により「とうきょうの木」ブランドの付加価値を確立し、ＰＲを強化して需要拡大を図るとともに、適正に管理する体制を整備することで、需要に対応できる供給体制を構築する。

(4)　多摩産材の利用拡大

都民共通のかけがえのない財産である森林の循環に資するため、多摩産材の利用拡大を推進し、多摩地域の林業・木材産業の活性化を図るとともに、木の良さや多摩産材を使う意義を普及ＰＲする。

ア　多摩産材の公共利用の促進

都民が利用する都有施設等において多摩産材の利用を進め、木の良さや、とうきょうの木を使うことの大切さを普及ＰＲする。

(ｱ)　公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト

とうきょうの木と触れあえる場を創出するため、区市町村における公共施設のモデル的な内装木質化・什器導入等を支援する。

(ｲ)　公共施設木質空間創出事業

都民が利用する都関連施設において、とうきょうの木の什器等を整備し、木の良さや魅力を発信することで、とうきょうの木の認知度向上と区市町村や民間への波及を図る。

イ　多摩産材の民間利用の促進

(ｱ)　森林吸収源機能評価

とうきょう森づくり貢献認証制度に基づき、森林や木材の二酸化炭素吸収量等を評価・認証し「見える化」することで、都民や企業等の木材利用と森林整備への参加を促進する。

(a) 森林整備による二酸化炭素の吸収量を認証

(b) 木材利用による二酸化炭素の貯蔵量を認証

(ｲ) にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

商業施設等のＰＲ効果が高い施設への多摩産材利用を推進する。

(ｳ) 建築物木材利用促進協定

事業者等と協定を締結し、建築物における木材利用を促進する。

(ｴ) 魅せる木の都市推進プロジェクト

商業施設等への多摩産材をはじめとする国産木材の利用を推進する。

(ｵ) 森と木の利活用促進支援事業

多摩産材をはじめとする国産木材の普及・ＰＲに資する活動経費を支援する。

ウ　多摩産材の供給体制整備

(ｱ) 多摩産材情報センターの運営

多摩産材の調達方法等の情報を一元化し利用者へ提供するなど、供給者と利用者をコーディネートする組織を運営する。

(ｲ) 多摩産材需給情報システムの運用

伐採出材情報及び需要情報、多摩木材センターの市売り情報の収集・提供を実施する。

(ｳ) 木材加工流通施設等の整備支援事業

多摩産材の供給を一層推進するため、生産性や品質の向上を図る加工流通施設等の整備に係る経費を支援する。

(ｴ) 多摩産材流通拠点の整備

多摩産材の安定供給に向けた体制を整備するため、都内唯一の原木市場における供給量拡大に向けた取組に係る費用を支援する。

(ｵ) 多摩産材の販路拡大支援事業

都内の製材業者が多摩産材を出荷する際の輸送費の一部を支援する。

(ｶ) 製材業供給力強化事業

多摩産材製材品の供給力強化のため、製材業者の実態把握及び外国人材の受入れに向けた課題等を調査するとともに、ＪＡＳ認証取得や労働安全衛生対策に係る経費を支援する。

(5)　中・大規模建築物等の木造木質化促進事業

ア　中・大規模建築物の木造木質化支援事業

木造の中・大規模建築物の建築促進に向け、設計や施工にかかる経費への支援を行う。

イ　木造木質化を担う建築士の育成事業

中・大規模建築物の構造や内装等の実践的な知識を得られる講習会を開催し、非住宅木造木質化建築を担う建築士を育成する。

(6)　共存共栄による国産木材の魅力発信事業

ア　国産木材の魅力発信拠点の運営

多摩産材をはじめとした国産木材の魅力と、木を使うことの意義を、民間企業等に普及・ＰＲする常設展示拠点「ＭＯＣＴＩＯＮ」を運営する。

イ　多摩産材の情報発信拠点の運営

多摩産材に関する情報を、相談窓口や製品の展示機能を備えた情報発信拠点「ＴＯＫＹＯ

ＭＯＫＵＮＡＶＩ」において、ビジネスユーザー及び一般消費者向けに広く発信する。

ウ　日本各地との連携による国産材利用推進

日本各地の木材を取り扱う建材・什器メーカーや団体等が出展する木材製品展示会を、東京ビッグサイトとオンラインで同時開催し、建築関係者や行政、商社等との商談の機会を提供する。また、消費者を対象とした国産木材製品の展示販売等も併せて実施する。

(7)　林業先進技術導入事業

東京の森林において、先進技術による林業機械等の導入支援等を行う。

(8)　木育活動の推進

次世代を担う子供たちを中心に木育事業を実施し、森林や多摩産材への理解を深め、森づくりに対する意識の醸成を図る。

ア　木育推進事業

(ｱ)　木育体験プログラム

現場で、東京の森林・林業やとうきょうの木の素材生産から木材利用まで体験しながら学ぶプログラムを実施する。

(ｲ)　多摩産材利用体験プログラム

都内小学生を対象にとうきょうの木を使った木工・工作コンクールの実施や、都内の学校に対し授業等で使用する副教材としてとうきょうの木（端材）を提供する。

イ　木育活動支援事業

(ｱ)　情報提供支援

東京の森林・林業について学ぶことができるインターネット教材の提供や木育関連セミナーを実施する。

(ｲ)　助成支援

都内の保育園等が行う木育活動や内装木質化等整備を支援する。また、とうきょうの木を使った木育活動を行う団体に対しイベントへの出展費用等を支援する。

ウ　東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業

未来の林業の担い手育成を図るため、全国育樹祭を契機に結成された緑の少年団が行う森林づくり等の活動を支援することにより、東京における森林への理解を深める。

(9)　林業労働力総合対策事業

林業労働力の確保のため、林業技術者の確保・育成や、林業経営体等の強化、林業労働力の把握などを総合的に推進する。

ア　林業技術者の確保・育成

都内の森林整備を担う技術者を育成するため、新規就労者への基礎的研修から多岐にわたる専門技術の習得まで、レベルに応じた研修を実施する。

イ　林業経営体等の強化

林業経営体等の経営基盤を強化し、林業技術者の雇用の維持・安定化を図るため、林業経営体等に対し、経営の拡大・多角化に係る経費、装備等の支給経費、キャリアアップの経費などの助成を行う。

ウ　林業労働力の把握

森林整備に係る林業労働力の確保に向け、都内外の労働力の実態把握を行う。

(10)　林業機械化促進事業

林業の生産性の向上による多摩産材の供給体制を強化するため、先進技術を搭載した林業機械等の導入経費に助成を行う。

(11)　伐採・搬出技術者育成事業

森林循環に必要な主伐を行うため、木材の伐採・搬出技術者の確保育成に向け、伐採・搬出といった高度な技術を習得する研修を行う。

(12)　農林水産物認証取得支援事業（林業）

多摩産材の販路を維持・拡大し、ＳＤＧｓを推進するために、森林管理者・木材加工流通事業者への森林管理及びＣｏＣ（木材加工流通過程の管理）の認証取得等に要する費用を支援する。

(13)　東京の森活性化事業

東京の森林に対する機運醸成を図るため、「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会等の運営や各自治体における木材利用の促進及び普及啓発を支援する。

(14)　山しごと普及啓発促進事業

東京の森林・林業の役割や重要性の普及啓発と、それを守り育てる林業技術者の認知度向上を図るための体験型イベントを実施する。

(15)　林産物生産支援事業

林産物の生産に係る資材費が高騰していることを踏まえ、原木の搬出等に要する経費の一部を支援する。

(16)　木材利用ポイント事業

木材の需要の喚起やゼロエミッション東京の実現に向け、多摩産材及び国産木材を利用し、住宅を新築・リフォームをした建築主に対して、東京の特産物等と交換できるポイントを交付する。

(17)　未利用材活用調査事業

森林所有者等の収益力の強化に向けて、品質の低い材（Ｂ材以下）もより利益を出せるように、搬出環境や取引条件等に適合した木質バイオマスエネルギーを利用する方法や体制等の検討を行うための調査を実施する。

(18)　林業金融

ア　林業近代化資金利子補給

(ｱ)　資金の種類　　林業・林産業経営資金、林業・林産業用機械・施設資金他

(ｲ)　対　象　者　　林業者、森林組合等

(ｳ)　融　資　枠　　4,000 万円（一般 3,000 万円　災害 1,000 万円）

(ｴ)　貸付限度額　　個人　600 万円　　団体　4,000 万円

(ｵ)　償 還 期 間　　５年

(ｶ)　利子補給率　　1.25％（令和８年５月 18 日現在）

イ　木材産業等高度化推進資金貸付（間接金融制度）

(ｱ)　資金の種類　　林業経営高度化推進資金、素材生産等促進資金

(ｲ)　対　象　者　　林業者、森林組合等

(ｳ)　融　資　枠　　4,820 万円

(ｴ)　貸付限度額　　林業経営高度化推進資金　4,400 万円

　　素材生産等促進資金　　420 万円

(ｵ)　償 還 期 間　　１年

(ｶ)　利子補給率　　なし

ウ　林業・木材産業改善資金助成会計繰出（林業・木材産業改善資金）

(ｱ)　資金の種類　　林業・木材産業改善資金

(ｲ)　対　象　者　　林業者、森林組合等

(ｳ)　融　資　枠　　5,000 万円

(ｴ)　貸付限度額　　個人 1,500 万円、会社 3,000 万円、会社以外の団体 5,000 万円

(ｵ)　償 還 期 間　　10 年以内

(ｶ)　利子補給率　　なし（無利子資金）

４　農林災害復旧（森林課）

林道・治山災害復旧

台風・豪雨などにより被災した林道、治山施設、荒廃森林の復旧を行う。

(1)　林道災害復旧（単）：11箇所

(2)　治山施設災害復旧（単）：１箇所

(3)　林地荒廃復旧（公）：２箇所

(4)　林地荒廃復旧（単）：９箇所

第３　水産業の振興

水産業の振興計画の策定や漁業資源の管理、漁業生産流通基盤の整備や漁業経営の安定に向けた施策並びに水産業者・都民に対する各種情報提供や調査研究等を実施する。

１　漁業資源の管理（水産課・島しょ農林水産総合センター）

(1)　漁業調整委員会の運営

漁業者を主体とする漁業調整機構の運用により、水面を総合的に利用し、漁業生産力の発展と漁業の民主化を図る。

ア　東京海区漁業調整委員会

漁場の秩序や各種の漁業調整を漁民の総意に基づいて行う目的で、都道府県に設置されている行政委員会で、知事に当該海区の区域内における漁業権の免許、許可等について意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定など、漁業に関する事項を処理する。

イ　東京都内水面漁場管理委員会

内水面における漁業生産力の発展と漁場利用の調整を図るため、遊漁規則の変更などの必要事項を、本委員会において審議する。また、うなぎ種苗の特別採捕許可方針、河川放流魚の増殖計画の策定や禁漁区などの指示を行う。

(2)　漁業調整等

ア　漁業調整対策

東京都海面及び内水面における漁業権の免許、入会漁業の調整、漁業許可等の事務を行い、漁業秩序の維持を図る。

イ　漁場利用調整対策

東京都海面及び内水面における漁業と親水レクリエーション（遊漁、ダイビングなど）との紛争を防止し、漁場の円滑な利用のための調整を行う。

ウ　漁船登録

法に基づき、漁船の登録・変更・抹消、建造許可、トン数の測度などの事務を行う。

(3)　漁業取締

漁業関連法に基づき、無許可操業、禁止区域及び禁止期間等の違反を対象に、指導船、航空機、大型船を活用し、漁業取締を実施する。また、国の役割である外国漁船の取締について国と連携し監視を行う。

(4)　水産資源利用の持続化推進

漁業法の下、資源の状態を正確に把握、評価するとともに、資源評価の結果を漁業者に提供し、漁業者の理解の下で、資源の持続的利用を推進する。

ア　漁獲努力量管理

資源の持続的利用の手法として、漁獲努力量管理を実施するとともに、漁業者の取組を支援する。

(ｱ) 資源管理協定策定指導

(ｲ) 漁業収入安定対策

(ｳ) 資源管理措置促進・指導協議会

(ｴ) 資源評価の精度向上に向けた試験調査

イ　漁獲可能量管理

資源の持続的利用の手法として、漁獲可能量管理（ＴＡＣ）を実施し、資源管理方針の策定と漁業者への指導を実施する。

(ｱ) 資源管理方針作成

(ｲ) ＴＡＣ管理、指導

ウ　水産資源利用の持続化推進に向けた漁業取締

資源の持続的利用を図る手法である漁獲努力量管理と漁獲可能量管理の実効性を担保するため、資源管理対象魚種を操業対象とした漁業取締体制を強化する。

(ｱ) 航空機

(ｲ) 大型傭船

エ　フィッシュタグによる骨太の資源管理推進

漁業者の協力のもと標識放流調査の充実を図り、資源評価精度の向上に必要なデータを収集する。

(5)　移動生態の解明に基づく資源管理型漁業の推進

ハマトビウオの摂餌傾向に関する研究やキンメダイの回遊行動生態に関する研究、アカイセエビの回遊行動生態解析を大学等と連携して行い、精度の高い資源管理に繋げていく。

(6)　ＤＸによる漁船操業情報収集事業

精度の高い資源量推定の必須情報となる操業情報収集のためのシステムを構築し、資源管理の取組の着実な推進を図る。また、当該システムを活用し、令和８年度からクロマグロに義務付けられた漁獲情報の伝達を確実に実施するよう指導する。

(7)　漁場環境保全対策

ア　漁場環境改善対策

河川における廃棄物の回収処理や、ウミガメの産卵場等における廃棄物の回収処理、カワウによる食害の防止対策等を行う。

イ　ＤＸによる内水面漁業被害軽減手法の開発

カワウにＧＰＳデーターロガーを装着し、得られた位置情報等を解析し、行動範囲を把握することで、効果的な被害軽減手法を開発する。

ウ　漁場環境監視指導

漁場環境の監視及び情報の収集を行い、被害発生時には漁業者等に対し、緊急に措置すべき事項を指導する。

エ　貝毒安全確保対策

東京内湾、河川において、アサリ、シジミ等の二枚貝類を採取し、下痢性及び麻痺性貝毒の検査を実施する。

オ　江戸前アユ資源を増やし活用するための支援事業

アユ産卵親魚の放流や遡上アユの有効活用に向けた内水面漁協の取組を支援するとともに、江戸前アユ資源を有効に活用する手法について検討調査を行う。

カ　魅力的な内水面漁場づくり支援事業

禁漁区やキャッチ＆リリース区間の設定等による魅力的な漁場づくりや、電子遊漁券の導入による釣り人の利便性向上など、内水面漁協の取組を支援する。

キ　演習に係る漁業補償調査

自衛隊・在日米軍の演習に伴う操業規制により生じた損失を国が補償するための基礎資料となる漁獲高・操業状況などを調査する。

(8)　栽培漁業の育成

ア　栽培漁業センターの施設整備

栽培漁業の種苗生産基地である栽培漁業センターの整備・改修等を行う。

令和８年度高架水槽新設工事

イ　栽培漁業センターの運営等

魚貝類の放流種苗の生産・供給を行い、島しょ地域における、稚貝等の放流と育成の場となる漁場整備、資源管理をあわせて実施する「つくり育てる漁業」を育成することで、漁業者の経営安定と都民への新鮮な魚貝類の安定的な供給を図る。

種苗の生産配付：アワビ、トコブシ、サザエ

ウ　栽培漁業センターの機能強化

生産した種苗の放流、漁場造成や資源管理と連携した取組の方法、海洋環境保全や環境学習、地域拠点としての取組など栽培漁業センターの機能強化に向けた教育展示棟と貝類種苗棟の改築に着手する。

エ　島しょ貝類陸上養殖事業化試験

既存の漁協蓄養施設と栽培漁業センターで生産した貝類種苗を用いて陸上養殖の実証試験を行い、養殖事業の事業化を図る。

オ　奥多摩さかな養殖センターの運営

都内河川中上流域の水産資源の増殖と冷水性魚類養殖業の振興を図るため、養殖技術の改良・普及、種苗の生産配付、魚病対策を行い、養殖業の経営安定を図る。

発眼卵、春稚魚、秋稚魚の生産配付：ニジマス、ヤマメ、奥多摩やまめ、イワナ

カ　スマート内水面養殖業推進事業

奥多摩さかな養殖センターにＡＩ機器を試験導入し、養殖作業の効率化を検証、都内養殖業者への技術移転を目指す。

(9)　食害生物による漁業被害対策事業

サメ・イルカの食害による漁業被害への対応として、漁業者による食害生物の防除等に要する経費を支援する。また、食害生物による被害の抜本的解決を図るため、食害発生抑制手法の検討を行う。

(10)　持続可能な網漁業の推進

資源の状況を正確に把握した上で策定した資源管理協定に基づき、効率的な操業体制への転換を図ることで持続可能な網漁業を推進することを目的とし、漁船試験操業調査を実施する。

(11)　漁業と遊漁の共存に向けた資源管理体制の構築

より効果的な資源管理施策の検討を行うため、遊漁に係る基礎的な調査を実施し、遊漁船・プレジャーボートによるキンメダイ等の採捕量の推定を行う。

(12)　漁協運営型陸上養殖プロジェクト

水産業の振興と地域活性化に貢献するため、陸上養殖の分野で強みを持つ民間事業者等と連携し、東京型の陸上養殖ビジネスモデルを創出する。

(13)　高付加価値魚種の養殖業促進事業

気候変動や魚病に強くブランド化が可能な新規魚種による養殖手法を確立することで、漁業収入の安定化を図るとともに新たな特産品開発による地域振興を目指す。

２　漁業生産流通基盤の整備（水産課・島しょ農林水産総合センター）

(1)　漁業振興施設整備

ア　島しょ漁業振興施設整備

漁業の生産性向上、近代化、合理化などに必要な施設等の整備を行い、島しょ沿岸漁業の発展を促進し、漁業者の生活安定と地位の向上を図る。

（令和８年度計画）

(ｱ) 利　　島：出荷運搬等車両（利島村漁協）

(ｲ) 新　　島：水産加工施設（新島村）

(ｳ) 神　津　島：天草倉庫改修、出荷運搬等車両、荷捌施設改修工事設計（神津島漁協）

(ｴ) 青　ヶ　島：冷凍冷蔵コンテナ（青ヶ島村）

(ｵ) 小　笠　原：スチールパレット（小笠原島漁協）

イ　内水面漁業振興対策

養殖マス類の生産・加工・流通基盤や釣り場等の整備等を行い、内水面漁業の振興を図る。

(2)　水産物供給基盤整備

魚礁の設置、増殖場の造成など島しょにおける漁場の開発を総合的かつ計画的に実施する。

（令和８年度計画）

ア　漁場環境管理施設

漁場環境予測システムの管理運営及び改修等

イ　漁場造成調査

漁場の評価と生産性向上対策及び造成漁場の効果把握調査

(3)　魚類等防疫対策

農林水産省の定める水産防疫対策要綱に基づき、天然域のモニタリング調査や種苗生産施設等におけるまん延防止対策のほか、今後発生が懸念される新たな魚類等の疾病について防疫対策を行う。

(4)　内水面養殖事業を守り育てる事業

養殖業者の施設改修や再整備に必要な費用の一部を助成し、都内内水面養殖業を守り育て、生産量の増加を目指す。

(5) 島しょ海域における安心・安全な漁業活動の推進

漁船への船舶自動識別装置（AIS）導入経費の一部を補助するとともに、指導用無線局等へのAIS受信設備設置を進め、島しょ海域における安全・安心な操業を担保する。

3 漁業経営の安定（水産課・調整課・島しょ農林水産総合センター）

(1) 漁協指導等

都内漁協への経営改善等の指導を実施することにより、漁協の健全な発展を図る。

(2) 漁協指導強化対策等

漁協の経営能力の向上と財務体質の改善を目的として設置された漁連指導室に対する補助及び指導、信用基金協会の執行体制強化による信用保証事業の円滑な実施等への指導を行う。

ア 漁協指導強化対策

都漁連内に設置された指導室の一部経費を助成することにより、漁協系統団体の指導体制の整備・強化を図る。

イ 漁業信用基金協会補助

基金協会東京支所の運営経費の一部を補助することにより執行体制及び財務基盤を強化し、信用保証事業の円滑な実施を図る。

(3) 漁業経営革新プログラム

漁協の経営診断を実施するほか、外部専門家等の意見を参考に経営不振漁協に対する伴走型特別指導等を行い、漁協の経営安定化を支援する。

(4) 東京の漁業人材確保・育成事業

漁業就業者の確保･育成を主導する東京漁業就業支援センター（東京フィッシャーズ･ナビ）を中心に、助言・相談窓口の設置や担い手ごとのキャリアに応じた支援を行い、漁業者の確保と技術力の向上を図る。あわせて、将来の東京の漁業を支える担い手を島外から募集し、育成することを目的とした研修費や住宅費、資格取得（対象者：漁業者、漁協職員等）に係る経費等の補助を実施する。

(5) ぎょしょく普及事業

東京の水産物や水産業を介した食育活動を積極的に展開することで、新鮮で安全・安心な東京産水産物の魅力を都民に伝え、消費拡大につなげていく。

(6) ＴＯＫＹＯ魚食促進事業

東京産水産物の理解を向上させるため、小中学生を対象とした出前授業や生産現場講習会等開催の支援、調理講習会の開催等を実施する。

(7) 東京産水産物の海外販路開拓

販路の多角化の一環として東京産水産物を取扱う事業者が行う販売活動への支援を行うとともに、国際水産見本市への出展を実施する。

(8) 農林水産物認証取得支援事業（水産業）

ＳＤＧｓへの社会的な関心の高まりや、国際的な評価の向上、輸出の促進に向けＭＥＬ（マリン・エコラベル・ジャパン）などの国際認証の取得が求められているため、水産認証を希望する事業者に対して認証の取得、維持等について支援する。さらに、認証を取得した水産物が円滑に流通ルートを確保できるように販路開拓等の支援を行う。

(9)　離島漁業再生支援事業

都内離島地域において漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に対する支援を行う。

ア　離島漁業再生支援事業

漁業集落が行う漁場の生産力の向上に関する取組や、漁業の再生に関する実践的な取組を支援することにより、離島漁業の再生を図る。

イ　新規就業者特別対策事業

新規就業者が独立する際に必要な漁船や漁具のリース料を最長３年間補助し、就業にかかるコスト負担の軽減を図ることにより、漁業への定着を促進する。

(10)　島しょ漁業経営支援緊急対策事業等

ア　島しょ漁業経営支援緊急対策事業

島しょ地域へ漁業用燃油を運搬する都漁連運搬船の運賃を補助することにより、漁業経費の負担を軽減し、漁業操業の安定化を図る。

イ　島しょ漁業操業支援緊急対策事業

燃油購入経費の一部を補助することで、漁業者負担を軽減し、燃油価格の高止まりによる操業への影響を抑制する。

ウ　燃油価格高騰緊急対策

国で実施している漁業経営セーフティネット構築事業において支払われる補てん金のうち、漁業者積立金取崩額の一部を補助することにより、漁業者の国事業への参加を促進し、漁家経営の安定化を図る。

エ　漁獲物運搬特別支援事業

定期船の欠航や運航スケジュール変更等を原因とする貨物船のチャーター費用の一部を補助することにより、漁業経費の負担を軽減し、漁家経営の安定に資する。

(11)　ＤＸによる漁協荷捌き作業効率化推進事業

漁協事務の効率化及び適切な資源管理を推進するため、導入した情報処理機能付き選別機を用いて、データ収集及び解析を行う。

(12)　スマート計量システム導入支援事業

漁協事務の効率化及び資源管理の強化を図るため、ＤＸによる漁協荷捌き作業システムの導入を支援する。

(13)　漁業共済加入促進支援事業

漁業災害補償法に基づいて国が行う漁業共済への加入を促進し、漁業経営の安定化を図るため、漁業共済加入に係る漁業者の掛金負担額の一部を助成する。

(14)　東京の農林水産業振興に向けた専門懇談会の運営

東京の水産業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、その課題に的確に対応していくため、早急

に取組むべき事項について、東京都の施策へ反映させることを目的に、専門家等から意見をいただく懇談会を設置し、運営を行う。

(15)　島しょ漁業資材高騰緊急対策事業

島しょ地域の漁業者が使用する出荷資材に要する経費の一部を支援する。

(16)　内水面養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業

内水面養殖業者が使用する配合飼料購入費のうち、高騰分の一部を支援する。

(17)　島のごちそう、海の宝発信事業

東京産水産物の魅力を現場から発信する現場見学会を実施するほか、民間企業と連携した加工品開発及び加工に必要な施設整備への支援、東京産水産物のブランド化の推進を図る。

(18)　水産流通適正化事業

水産流通適正化法に基づく届け出の受理及び業者への指導・立入検査等を行い、水産物流通の適正化を図る。

(19)　漁業金融

ア　漁業近代化資金利子補給

(ｱ) 資金の種類　　漁船資金、その他個人施設、共同利用施設等
(ｲ) 対　象　者　　個人他
(ｳ) 融　資　枠　　５億 4,400 万円
(ｴ) 貸付限度額　　9,000 万円（漁船資金、個人、20ｔ未満）
(ｵ) 償 還 期 間　　１～20 年
(ｶ) 利子補給率　　1.25%（令和８年５月 18 日現在、例外あり）

イ　沿岸漁業改善資金助成会計繰出（沿岸漁業改善資金）

(ｱ) 資金の種類　　経営等改善資金、青年漁業者等養成確保資金
(ｲ) 対　象　者　　個人他
(ｳ) 融　資　枠　　4,700 万円
(ｴ) 貸付限度額　　2,500 万円（燃料油消費節減機器等設置資金）
(ｵ) 償 還 期 間　　２～10 年
(ｶ) 利子補給率　　なし（無利子資金）

４　島しょ農林水産総合センターの運営（島しょ農林水産総合センター）

(1)　島しょ農林水産総合センター試験研究

漁業収益の向上、内水面漁協及び養殖業の経営安定化、水産資源の持続的利用の推進、都民共有の海や川の多面的活用等を目的として、各種調査、試験、研究、漁業者への指導を行う。

(2)　漁業調査指導等

漁業生産性の向上や漁業秩序の維持を図るため、海洋観測、資源調査、漁業取締、漁業調査指導、漁海況予報、陸上無線局維持管理を行う。また、試験研究成果の普及啓発を図るため、巡回指導や養殖衛生管理体制の整備などを行う。

ア　漁業調査指導

広域海域漁業調査指導（みやこ）、伊豆諸島北部海域漁業調査指導（やしお）、伊豆諸島南部海域漁業調査指導（たくなん）

イ　漁海況予報

海洋観測調査等、海の天気図発行

ウ　陸上無線局維持管理

無線局の運営による指導通信業務

エ　普及指導

巡回指導による担い手の確保と育成

(3)　島しょ農林水産総合センター維持管理

島しょ農林水産総合センターの管理運営及び施設の維持管理を行う。

ア　本所〔江東区〕

イ　事業所〔大島町、八丈町〕

(4)　デジタル技術を活用した多摩川遡上アユ調査

江戸前アユの遡上量調査について、計数作業を効率化するためデジタル技術を用いたアユの自動計数システムの開発に取り組む。

５　小笠原振興（水産課・島しょ農林水産総合センター・調整課）

(1)　小笠原漁業基盤整備

ア　小笠原漁業振興施設整備

後継者育成、流通体制の整備や、養殖漁業の振興等に必要な施設を整備する。

（令和８年度計画）　父島：該当なし

母島：該当なし

イ　硫黄島関連漁業対策

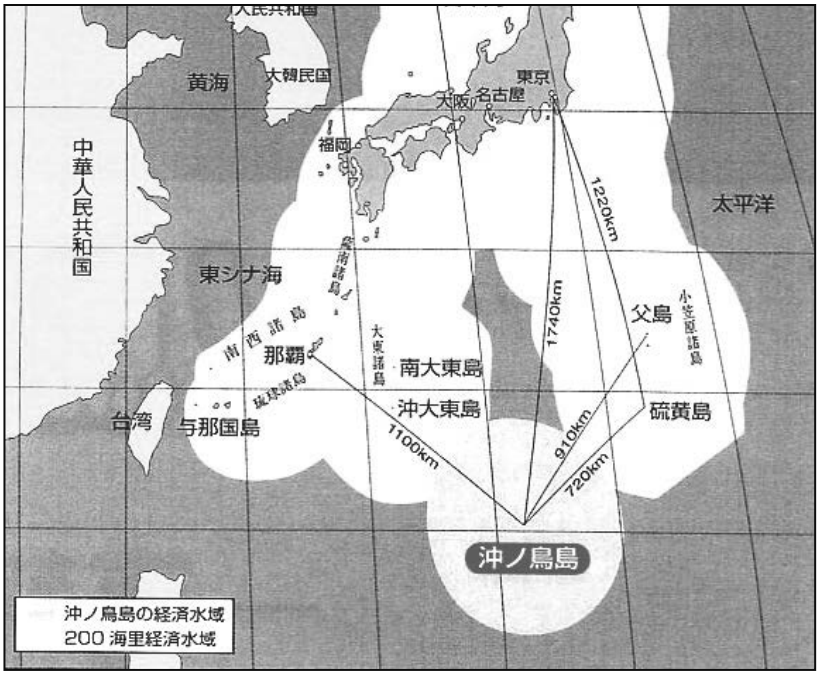
自衛隊の施設設置により、漁業活動が制限されることに伴う損失分を漁業生産基盤等の整備を図ることにより緩和し、漁業の振興と漁家経営の安定を図る。

（令和８年度計画）　父島：漁船漁具保全施設

母島：漁船用補給施設

(2)　沖ノ鳥島総合対策

漁場の調査・分析等を実施する。



【沖ノ鳥島位置図】

(3)　水産センターの運営（総務局所管）

ア　試 験 研 究：３テーマ

イ　漁業調査指導：海洋観測、資源調査、沖ノ鳥島調査、漁業取締

ウ　漁業調査指導船(興洋)の運航等

６　産業労働施設整備

島しょ農林水産総合センター施設整備

島しょ農林水産総合センターにおける試験研究及び漁業調査指導の充実と効率化を図るため、施設の整備を行う。